

## 本町緑地における公募対象公園施設について

都市建設部 市街地整備課

TEL:0284-20-2181

### 1 趣旨

本町緑地における公募対象公園施設設置等予定者が提案した公募設置等計画を認定し、公募対象公園施設設置者（以下「設置者」という）として決定しました。また、設置者と基本協定書を締結しましたので、ご報告するものです。

### 2 設置者

#### (1) 名称

コネクトわたらせ（3者で構成された法人グループ）

#### (2) 3者の構成内訳

##### ア 代表法人

足利市南町4254番地3

関綜エンジニアリング株式会社

代表取締役 高橋 孝明

##### イ 構成法人

足利市東砂原後町1054番地1

大協建設株式会社

代表取締役 高橋 孝明

##### ウ 構成法人

宇都宮市松が峰一丁目3番16号

株式会社アスリード

代表取締役 中嶋 啓二

### 3 提案概要

#### (1) 施設名称 わたらせリバープラザ

#### (2) 業種・業態（店舗）

ア バーガーショップ

イ 産直市場

ウ 職場体験ゾーン

エ プレイゾーン

オ キッチンカースペース

(3) 利便増進施設

ア サイクルツーリズム拠点としての環境整備

(4) 提案資料（抜粋） 資料1（本町緑地公園施設整備事業全体イメージ）参照

4 基本協定締結日

令和6（2024）年1月26日

5 公募設置等計画の認定有効期間

基本協定締結日から20年間

6 基本協定書の骨子

別紙のとおり

7 基本協定締結までの経過

令和4（2022）年12月22日	公募設置等指針の公表
	公募設置等指針に対する質問書の受付
令和5（2023）年1月20日	公募設置等指針に対する質問書の締切
2月1日	公募設置等計画の受付
2月28日	公募設置等計画の受付締切
3月28日	選定委員会にて公募設置等計画の評価
6月23日	公募設置等計画の認定及び公示
令和6（2024）年1月26日	基本協定の締結

8 今後のスケジュール

令和6（2024）年3月	公募対象公園施設、特定公園施設等の整備
11月～	供用開始

## 本町緑地公園施設整備事業 基本協定書（骨子）

基 本 協 定	<p>第1章 総則 目的、定義、事業遂行の指針、本事業の概要、認定計画者の役割分担等、事業日程、認定計画提出者による資金調達、認定計画の変更、許認可及び届出等、本施設の整備に伴う各種調査、整備に伴う周辺的安全及び環境対策、関係事業者との連携</p> <p>第2章 公募対象公園施設の設計・整備 公募対象公園施設の設計、公園管理者による公募対象公園施設の設計の変更、施工計画書等、工事責任者の設置、整備工事、第三者の使用、保険、公園管理者による説明要求及び立会い、公園管理者による中間確認、認定計画提出者による完成検査、公園管理者による完了検査、公園管理者による完了検査確認通知書の交付、整備期間の変更、工事の一時中止、工事の一時中止による費用等の負担、整備工事中に認定計画提出者が第三者に与えた損害取扱、工事開始及び完了時の公園管理者に対する届出</p> <p>第3章 特定公園施設及び給排水施設の設計・整備 特定公園施設及び給排水施設の設計、公園管理者による設計の変更、施工計画書等、工事責任者の設置、整備工事、第三者の使用、保険、公園管理者による説明要求及び立会い、公園管理者による中間確認、認定計画提出者による完成検査、公園管理者による完了検査、公園管理者による完了検査確認通知書の交付、整備期間の変更、工事の一時中止、工事の一時中止による費用等の負担、整備工事中に認定計画提出者が第三者に与えた損害取扱、許可の取り消し等、工事開始及び完了時の公園管理者に対する届出</p> <p>第4章 特定公園施設及び給排水施設の引渡し 所有権移転及び引渡しに伴う諸条件、契約不適合</p> <p>第5章 利便増進施設の設置及び管理運営 利便増進施設の設置及び管理運営</p> <p>第6章 公募対象公園施設の管理運営 公募対象公園施設に係る許可、維持管理、公園管理者による中間評価、許可の取り消し等、変更許可申請、廃止許可申請、継続許可の申請、改善命令、営業報告及び調査報告、使用料及び収益還元納付金の納付、第三者の使用、災害時の対応、原状回復、自己責任、特定公園施設の一部（トイレ）の管理</p> <p>第7章 不可抗力及び法令等の変更 不可抗力による損害等、不可抗力による協定解除、法令等の変更、法令等の変更による損害等、法令等の変更による協定解除</p> <p>第8章 契約保証 契約保証</p> <p>第9章 契約期間及び協定の解除 協定期間、認定計画の有効期間、公園管理者の解除権、認定計画提出者による協定解除、認定計画の認定取り消し、解除に伴う措置、解除に伴う賠償等</p>
------------------	---

	<p>第10章 雑則 協議、著作権の使用、特許権等の使用、協定上の地位の譲渡、秘密保持、計算 単位等、相殺、通知先等、準拠法、管轄裁判所、定めのない事項</p> <p>別表 リスク分担表 別紙1 認定計画提出者が付保する保険</p>
--	--

# 本町緑地公園施設整備事業全体イメージ

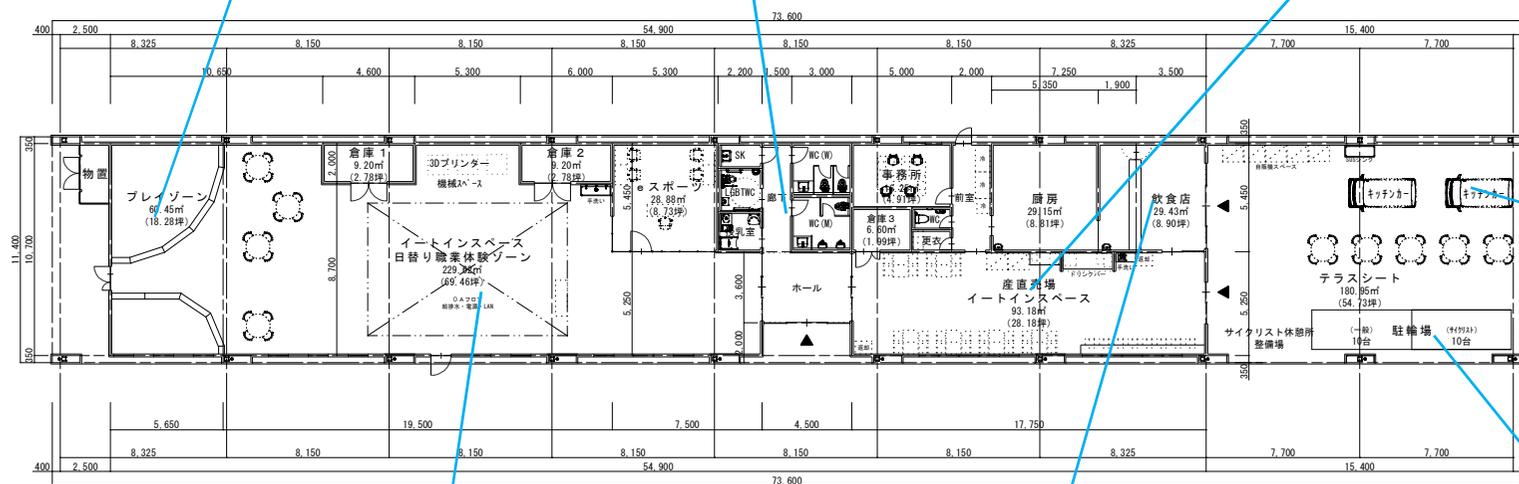
資料1



## 公募対象公園施設及び利便増進施設の概要

### ●公募対象施設平面図 施設名称 「わたらせリバープラザ」

休館日 火曜日 営業時間 10:00~20:00



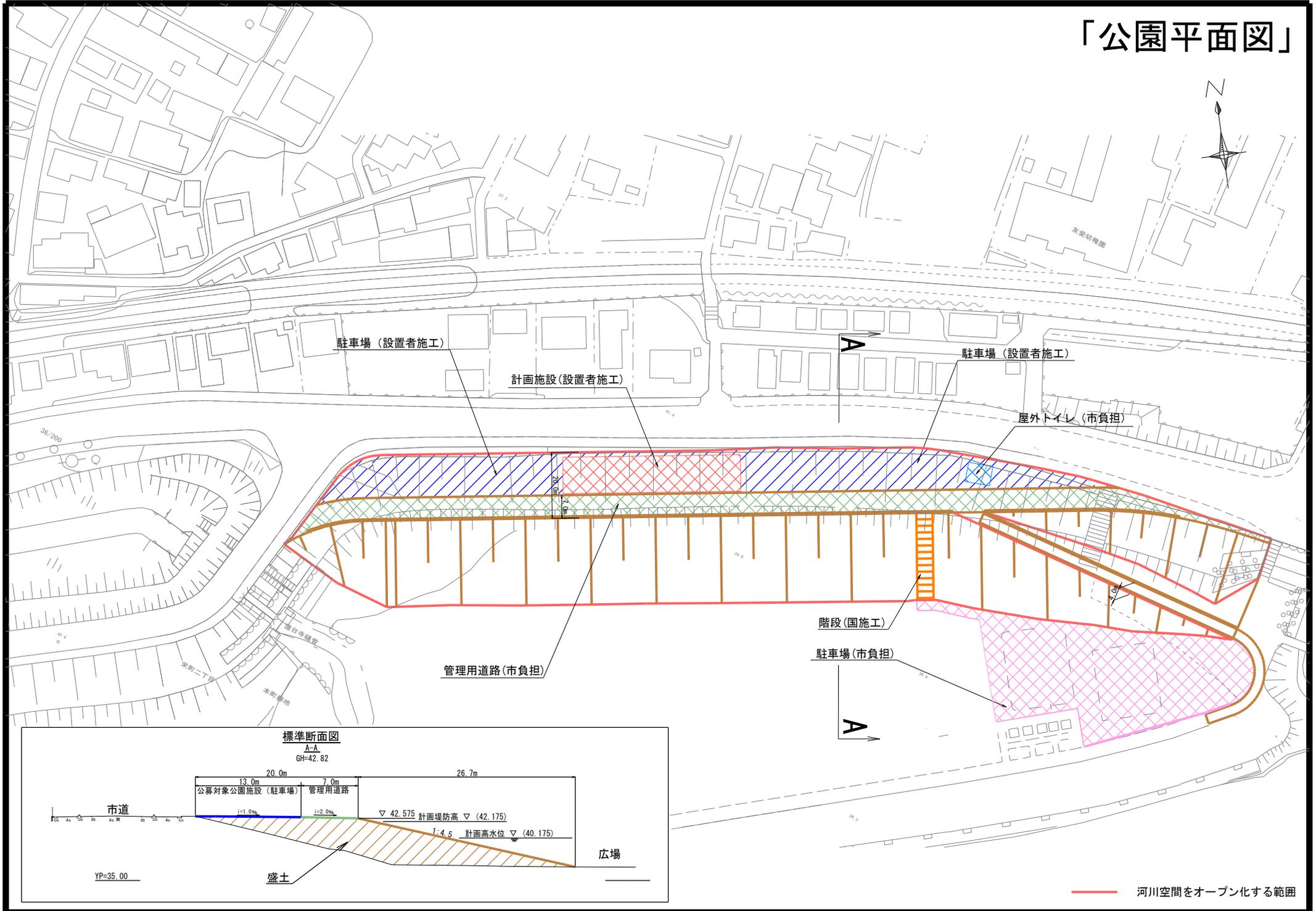
【サイクルツーリズム拠点としての環境整備】

**Blitzen**

様に監修頂き下記の整備を実施する。

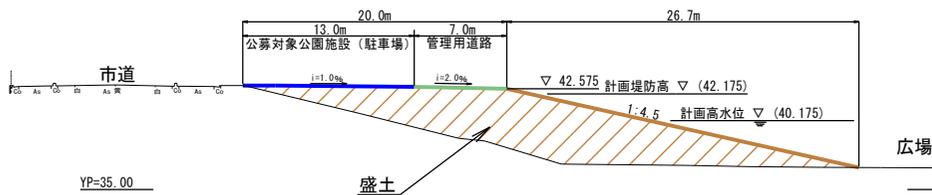
- ①メンテナンス環境整備
  - 工具の貸し出し
  - メンテ専用ベンチの設置
  - 消耗品等の販売
- ②休憩地点としての整備
  - トイレの設置
  - 屋内外に休憩・打ち合わせ用の机椅子の設置
  - サイクルスタンドの設置
- ③食事
  - 旨い・食べやすい・高カロリー食品の販売

# 「公園平面図」



標準断面図

A-A  
GH=42.82



— 河川空間をオープン化する範囲

# 「公園平面図(2)」

